

大学等の「知」の価値の可視化に係る 課題検討WG（第2回）

2022年10月3日

経済産業省

産業技術環境局

技術振興・大学連携推進課、大学連携推進室

目次

1. 前提の再確認
2. 論点の再整理
3. 各論点の詳細
4. WGの進め方

背景となる課題認識と議論の目的

- 大学等が受託・共同研究や学術指導等を通して企業に「知」を提供するに際しては、当該の共同研究等におけるアウトプットにとどまらず、その「知」を創出するにあたり、それまでに大学や研究者が多大な労力や費用を投じて蓄積してきた、知財、技術、データ、ノウハウ、学術的知見、経験等の無形資産が活用されている。
- 経済産業省及び文部科学省では、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」や「FAQ」において、産学連携における対価の計上方法として、研究の「知」の価値付けを上乗せする手法を提示するなど、大学が「知」の貢献に対して適切な対価を得ることの重要性や必要性を示してきた。
- にもかかわらず、依然として、大学における無形資産（「知」の価値）は、金銭的価値の算出が困難であることから、その貢献分が適切に評価されず、大学等がそれに見合う対価を得られていないケースが多い。
- 大学等からは、企業との交渉や契約に際し、より具体的な「知」の価値の算出根拠や、獲得した対価の用途（間接コスト等の繰り越しの可否等）についての整理等を求める声が上がっている。また、企業との契約においても、「知」の価値の対価の妥当性やその用途の明確化が重要となる。
- 以上を踏まえ、本WGでは産学官連携ガイドライン追補版で提示した考え方の深掘りを行い、何らかの指針を示すことを目指す。

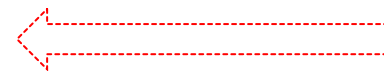
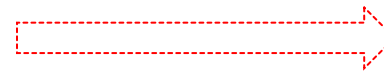
大学における「知」の蓄積

- 知財
- 技術
- データ
- ノウハウ
- 学術的知見・経験...



大学・研究機関等

「知」の価値を、金銭的価値で算出し
伝えることができていない場合が依然多い



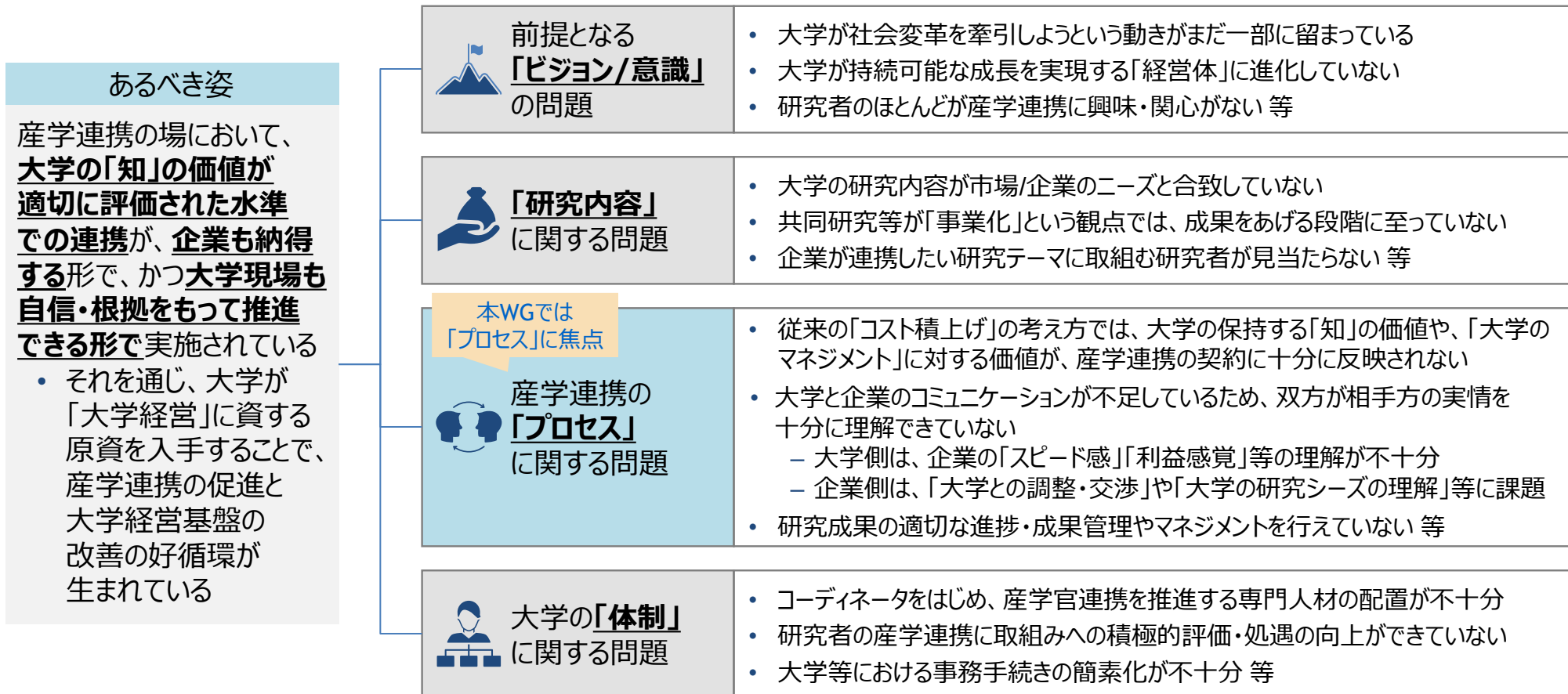
「知」の貢献を適切に評価できず、
見合う対価を支払っていない



大企業等

本WGでの議論のスコープ

- 本WGでは、多岐にわたる産学連携の課題のうち、「プロセス」の問題に焦点を当てたい。
- 但し、必要に応じて、ビジョン/意識や、研究内容、大学の体制 等、産学連携に関する他の課題も視野に入れながら議論を進めていきたい。



産学連携の各プロセスでの課題を踏まえた、WGの主な検討範囲

- 産学連携のプロセスにおける「知」の価値に関するあるべき姿と現状を整理すると、
「知」の価値付けの方法、大学のマネジメントに対する支出、得られた「原資」の繰越し方法の整理がWGの主な検討範囲になるのではないかな。

産学連携のプロセス

産学連携のあるべき姿/現状の課題

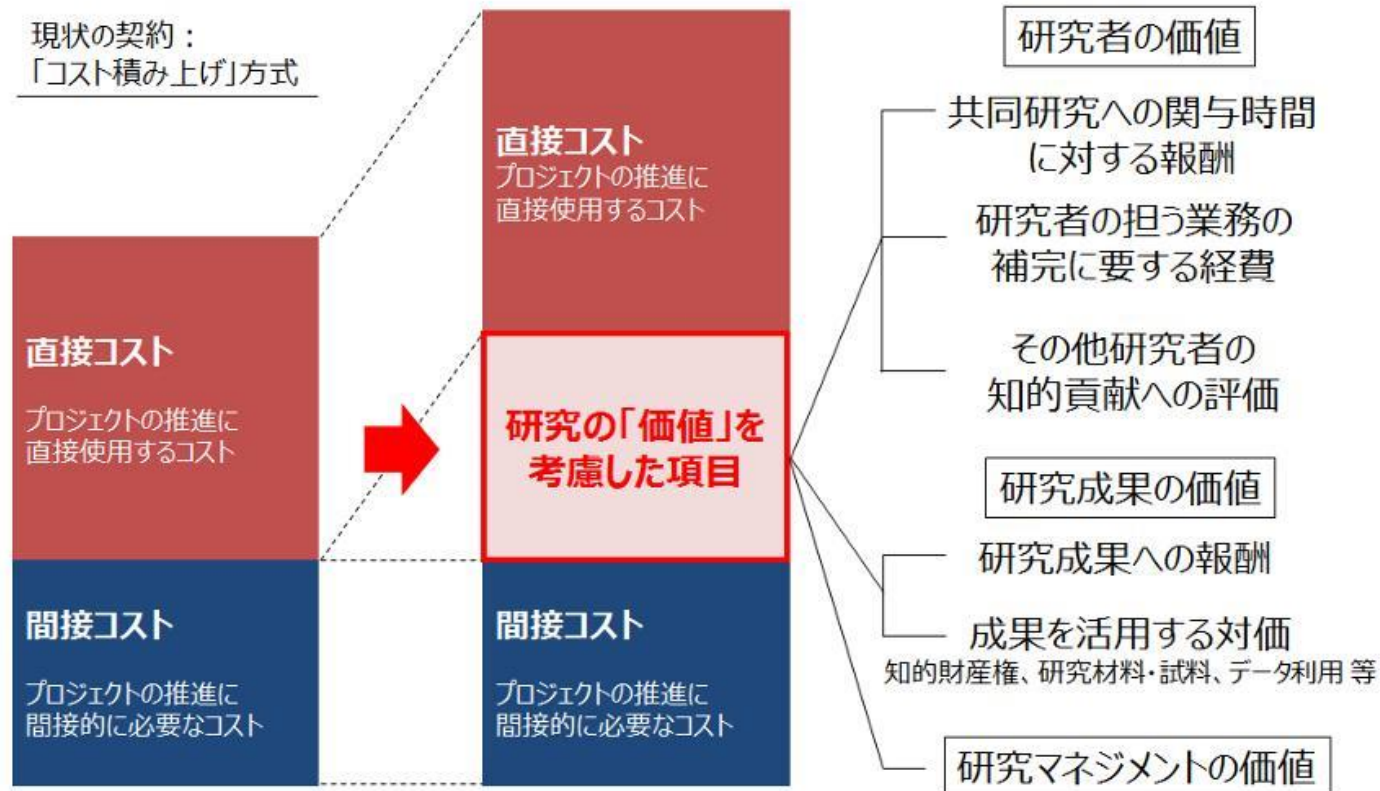
あるべき姿 (産学官連携ガイドラインを参照)

現状の課題

産学連携の ビジョンやゴールの設定	大学と企業が対話し、ビジョンをすり合わせることで、 価値を共創する「パートナー」になっている	⇔	大学の研究室と企業の各部署の個別の連携に 留まっており、「アウトソース」のような関係も多い
産学間での交渉/ 研究・調査の計画策定 「知」の価値付け 大学のマネジメントに対する支出	コスト積み上げではなく、「知」の価値を評価・算出 するための根拠もしくは方法論が明らかになっており、 実際に適切に評価・算出されている 大学のマネジメントに対する支出も含め、各種の 間接コストが適切に計上され、大学内部での合意 が得られ、企業も納得している	⇔ ⇔	計画策定は「コスト積み上げ」によってなされることが 多く、「知」の価値に基づく計画策定は、方法論が 少ないこともあり、殆どなされていない。 間接コストに関する説明に改善の余地がある。 また、「間接コスト」の範囲が狭く、大学経営に 資する原資までは得られていない場合が多い。
契約 (契約書の作成/締結)	大学ごとに契約実務のルールが明確で、例外対応 のノウハウも共有知となっている	⇔	同じ大学内でも研究者によって契約実務の認識が 異なる部分があり、一枚岩での対応になっていない 場合がある
研究・調査等の実施 (進捗モニタリング/マネジメント)	大学・企業の双方に、熱意と責任を持った責任者 がおり、連携を一元的にマネジメントできている	⇔	大学・企業の双方に責任者がおらず、一貫した 連携のマネジメントが困難な場合がある
創出した価値の可視化/活用	共同研究/受託研究等で創出された知財の価値 が評価され、事業化等に活用できている	⇔	創出された知財について、価値を可視化し、活用に 結びつけることができていない場合がある
生み出された「原資」の活用	一定の規則の元で得られた原資が繰越・積立され、 中長期的な大学の経営に有効に活用されている	⇔	繰越しできる制度は存在するものの、大学の現場 での運用面には課題がある場合がある

(参考) 既存のガイドラインにおける整理

- 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」では、現状の「コスト積み上げ」方式では、「知」の価値を考慮した価値付けが難しいことが指摘されている。
- 今後、「知」の価値を考慮した契約にしていくにあたっては、研究者/研究成果の価値、及び研究マネジメントの価値の観点を織り込むことが重要である。

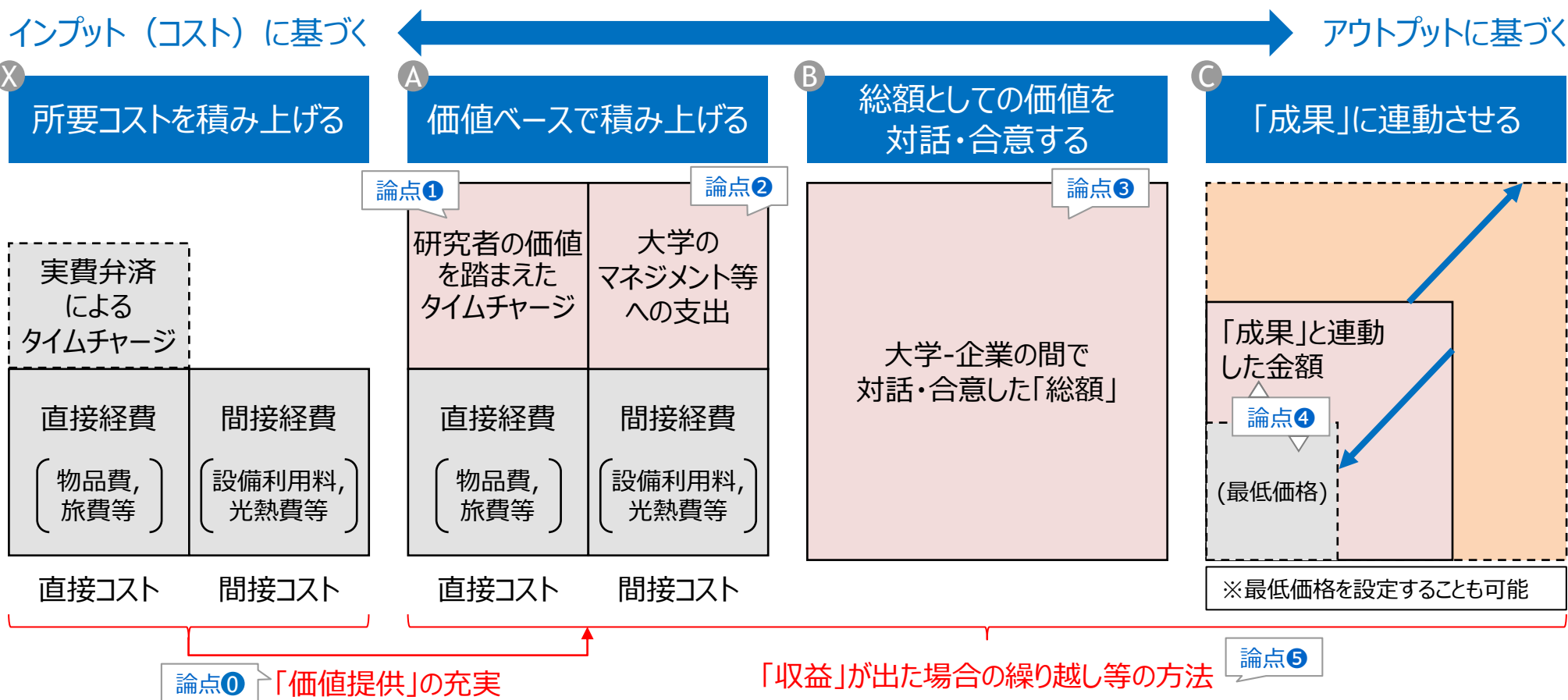


目次

1. 前提の再確認
2. 論点の再整理
3. 各論点の詳細
4. WGの進め方

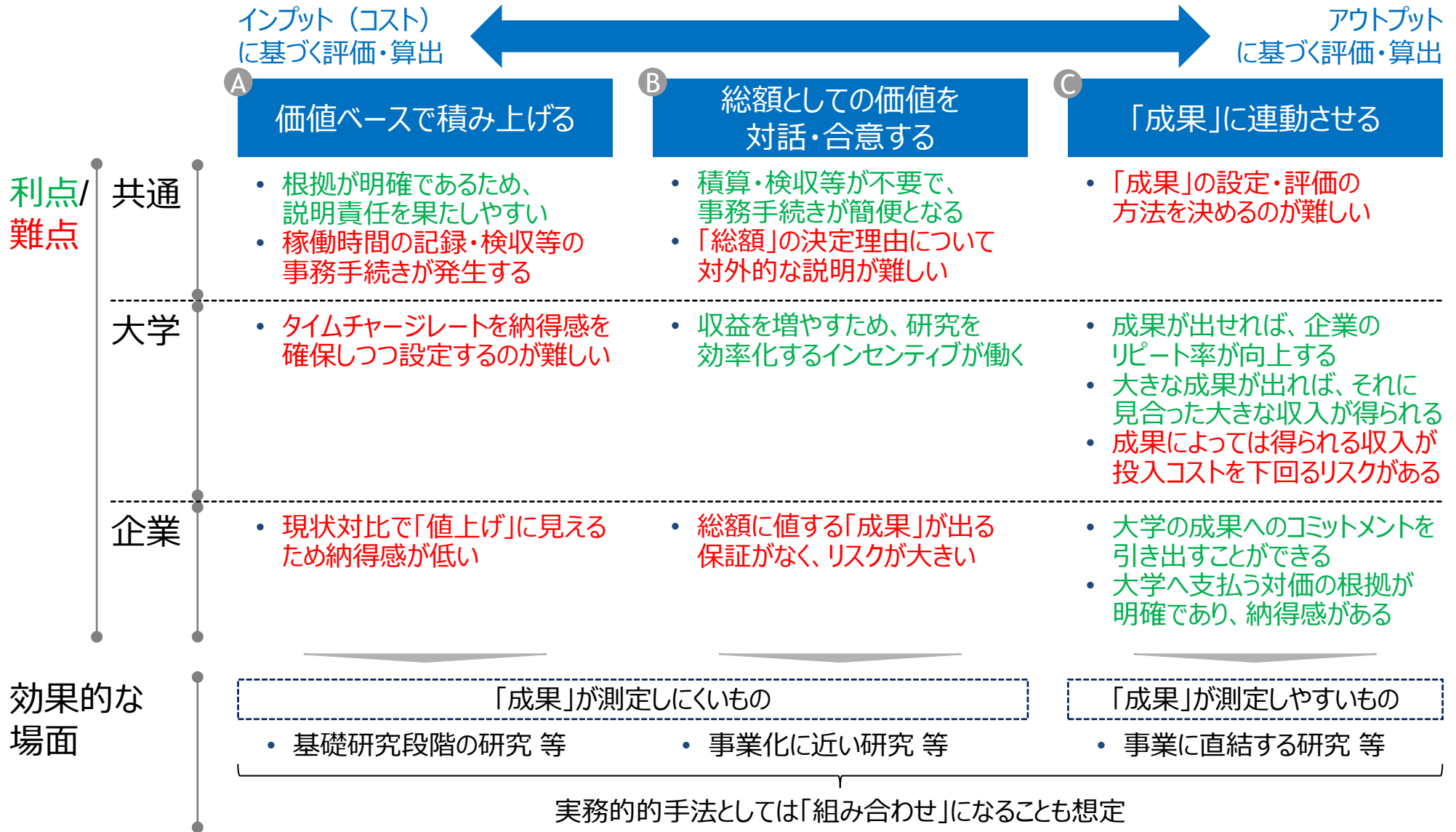
「知」の価値付けの評価・算出方法：“考え方”の全体像

- 「知」の価値を評価・算出する“考え方”として、**X コストを積み上げる**だけではなく、**A 価値ベースで積み上げる**、**B 総額としての価値を対話・合意する**、**C 成果に連動させる**等があり得る。
- 尚、上記4つの“考え方”は、**実務的な手法としては「組み合わせ」になることも想定される。**
 - － 例1: **B** で総額を合意するが、契約・精算では **A** で積み上げる。
 - － 例2: **X** を最低価格とした上で **C** によって「知」の価値は評価・算出する。



「知」の価値付けの評価・算出方法：“考え方”の利点/難点の整理

- 各々の“考え方”に唯一の「正解」はなく、場面に応じた使い分け/組み合わせが重要。



論点とアウトプットイメージ

- 主な論点の検討を通し、既存のガイドラインやFAQを補足するものとして、年度末に『産学官連携において大学等が提供する「知」の価値に係る整理（仮題）』を作成、公表することを想定している。

主な検討の論点

- 論点① 前提として、産学連携において、大学から企業に対する提供価値をどう充実させるか
- 論点① (A) 研究者の価値を反映した「タイムチャージ」はどのように設定すればよいか。
- 論点② 「大学のマネジメント」の価値を適切に評価し、間接コストに含むための方法とは何か。
- 論点③ (B) 総額としての価値を対話・合意することを目指す場合、どのようにして「総額」を設定し、契約に落とし込めばよいか。
- 論点④ (C) 「成果」に連動した価値付けを目指す場合、どのように「成果」を設定・評価すればよいか。
- 論点⑤ 大学が産学連携で得た「収益」を繰越す際に課題となることはなにか。

アウトプットイメージ

『産学官連携において大学等が提供する「知」の価値に係る整理（仮題）』 目次（案）

1. 前提：大学から企業への提供価値の充実
2. 大学等が提供する「知」の価値付けの方法論
 - ・「知」の価値付けの“考え方”の全体像
 - ・「知」の価値付けの“実務的な手法”
 - －タイムチャージレートの設定
 - －大学のマネジメントに対する支出
 - －総額としての価値を対話・合意
 - －「成果」と連動した価値付けの設定
3. 産学連携で得た「原資」の大学経営における活用
 - ・産学官連携で得た「収益」の扱い
 - ・間接コストの繰越のあり方

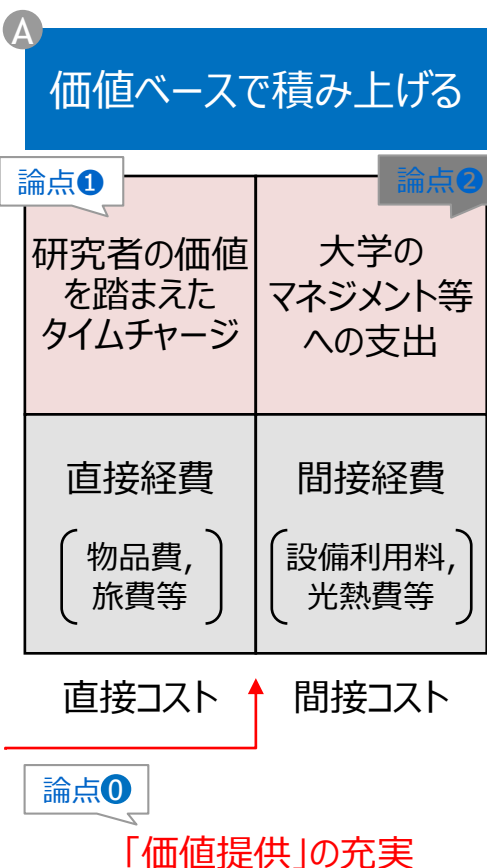
目次

1. 前提の再確認
2. 論点の再整理
3. 各論点の詳細
4. WGの進め方

① 研究者の価値を踏まえたタイムチャージ：論点一覧

- 「研究者の価値を踏まえたタイムチャージ」の実現に向けては、「タイムチャージレート」の設定方法、及び学内外への説明方法について議論する必要がある。

(再掲) 考え方



論点

- タイムチャージレートの対価となる「研究者の価値」とは何か
 - － 現状のタイムチャージレートは、民間相場並みの適正価格になっていないことも多い（時間単価1万円未満である等）
- 「研究者の価値」を反映したタイムチャージレートの設定方法とは何か

※共同研究は実質的に「コンサルティング」を含んでいることを踏まえ、学術指導制度の時間単価設定の方法を参照できないか

 - － 大学がタイムチャージレートの標準額や最低額を設定した方がよいか、研究者個人が企業に個別で交渉した方がよいか
 - － 大学が標準額や最低額を定める場合は、研究者の実績や職階に応じた「単価設定」の式を立てたほうがよいか
 - － 研究者個人が交渉する場合は、利益相反マネジメントの在り方をどのように定めるか
- タイムチャージの設定根拠を、大学内部 / 連携先の企業に説明するとき、どのような情報を開示すべきか
 - － 特別試験研究費税額控除との関係をどう整理するか

(参考) FAQにおけるタイムチャージレートの設定方法の解説

- 現状のFAQでは、実費弁済という考え方を踏まえた「平均基準単価方式」の他にも、「研究者の価値」を反映する方法として「加算方式」等を紹介している。
- 但し、研究者の価値を反映する方法（2及び3）は実務面が個別大学の判断になっているため運用が難しく、一定以上は広がらないことが懸念される。

解説

【単価（タイムチャージレート）の設定方法】

単価（タイムチャージレート）の設定方法は、主に以下の方式が考えられる。

なお、1は、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する際の考え方、2と3は、ガイドライン追補版の処方箋として提示した「価値の上乗せ」の考え方である。

1. 平均基準単価方式：

共同研究に従事する研究者の年間給与支給額(A)と年間労働時間数(B)から職階別時給単価(C=A/B)を算定する。（事例：金沢大学、福井大学）

さらに、研究従事時間の割合(D)を考慮して割り戻して算定(C/D)することもできる。

（右図参照※概念図であり、必ずしもこの積算とする必要はない。）

◆ 設例

□ 年間人件費(A)	: 1,500万円
□ 年間労働時間(B)	: 1,500時間
□ A/B(C)	: 10,000円

◆ 研究時間の割合



◆ 研究時間の割合考慮後

□ C/D	: 50,000円
-------	-----------

出典）EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所

2. 加算方式：

研究の難易度や学術性、教員の研究業績、成果への期待等といった「研究の価値」を加味し、上記1.の人件費単価に係数を乗じて単価を算定する。（事例：東京工業大学、熊本大学）

あるいは、既存の学術指導制度等に準じて、原則、最低金額の設定のみを行う。そのうえで、企業との合意が得られれば、「研究の価値」を加味して実際の人件費単価以上の単価を算定する。（事例：京都大学）

3. その他：

研究者と企業が交渉して、自由に単価を設定する。（事例：九州大学）

【その他留意事項】

- ✓ 特別試験研究費税額控除を適用する場合は、研究開発にかかる費用のみを申請する。この場合、給与に加えて法定福利費や福利厚生費など実際にかかる人件費相当額で算出する必要がある＜ガイドライン追補版P.14＞

(参考) 英国の大学におけるタイムチャージレートの設定

- ケンブリッジ大学では、研究者が企業にコンサルティング等を実施する際のタイムチャージのレートを大学のHPでガイドラインとして公開している。
 - 教授等は£1,250/日(約20万円/日) / ポストク・博士課程生は£600-800/日(約10-13万円/日)
- 英国エディンバラ大学では、大学本部主体で「知」の価値付けのマネジメントをしている。
 - コンサルティングの際の研究者のフィーは大学の組織 (Edinburgh Innovations)が決めたガイドラインに沿うことが原則であり、フィーを交渉する場合も原則EIが担当している。
 - 教授個人が企業と交渉する際は、最終的にEIの認可が必要とすることで、「知」の価値に見合わない価格での契約を防いでいる。

University of Cambridge enterprise HPの記載 (抜粋)

What is a standard consultancy fee to charge clients?

Consultancy rates vary depending on a number of factors, such as the level of experience of the consultant, the nature of the work being delivered, the extent to which the work is specialist and the type of organisation that the client is.

For example, fees are likely to be higher in a situation where a professor is providing his or her advice in an area where they are regarded as a world expert, than for work that involves data analysis that could be completed by a number of different people.

As a guideline, we would recommend a daily fee of about £1,250 for professors and £600 to £800 for postdoctoral researchers and PhD students.

When the work requires the consultant to use departmental facilities, the costs associated with using such facilities must be built in to the overall consultancy fee that is charged to the client.

Edinburgh Innovations HPの記載

EI produces guidelines annually on suggested fee rates that may be earned by University staff for consultancy work. (These are available on the EI web site.)

EI will normally carry out all pricing negotiations with the client. If a member of staff wishes to negotiate the total price (i.e. the gross income, exclusive of VAT), for the transaction directly with the client, this should be reviewed with EI at the earliest possible opportunity and before any final terms are agreed. Early involvement of EI is recommended as this will help to ensure that the fees to be charged reflect the market value of the services to be provided.

(参考) 国内大学における「学術指導」制度の事例

- 大学の研究者が勤務時間内で企業に対してコンサルティング等を実施する際は、共同研究や受託研究ではなく、「学術指導」という制度を使用することになる。
- 指導料は各大学が定めており、HP上では時間単価は非表示の大学もあれば、最低額や標準額を示している大学もある。但し、時間単価は最終的には大学と企業が協議した上で決定することと規定されている場合が多い。

学術指導制度の概要

大学の研究者が、勤務時間内で、企業に対して、主に公知の学術情報をもとに、技術指導やコンサルティング等を実施

- 共同研究や受託契約等では実施困難であった「研究にはあたらない」業務について、従来の兼業のように、勤務時間外ではなく、大学の本務として勤務時間内に実施できる点が特徴

時間単価に関するHP上での情報提供（一例）

単価を非表示

東京大
東京工業大学
筑波大学
山梨大
福島大学
東京医科歯科大
京都工芸繊維大
名古屋工業大

単価が表示

最低額を表示

東京農工大：25,200円～
広島・島根・佐賀大：20,000円～
・ 広島：200万円/年の上限あり
高知大：11,000円～
京都・山口・
新潟・長崎・弘前大：10,000円～

標準額を表示

室蘭工業大：10,000円
（目安）

東北大：1万円（最低）、5万円程度（標準）
九州大：2万円（最低）、2万円～5万円（目安）*

（出典）各大学HP（[東京大学](#)、[東京工業大学](#)、[筑波大学](#)、[名古屋工業大学](#)、[山梨大学](#)、[福島大学](#)、[京都工芸繊維大学](#)、[東京医科歯科大学](#)、[東京農工大](#)、[佐賀大学](#)、[広島大学](#)、[高知大学](#)、[京都大学](#)、[東北大](#)、[九州大学](#)、[山口大学](#)、[島根大学](#)、[長崎大学](#)、[弘前大](#)、[室蘭工業大](#)、[新潟大学](#)）より作成

（注）*九州大学は「研究開発コンサルティング」という名称で実施されているものを「学術指導」制度にあたるものと見なしている

(参考) タイムチャージと利益相反の関係

- 大学があらかじめ定めた単価設定の場合は、本務としての活動に対する対価になるため、基本的には利益相反にはあたらない。
- 一方で、研究者個人が企業等との直接交渉を通じて自由に金額や単価を設定する場合は、意識的な利益相反マネジメントが必要となる。

Q: 「知」の価値を考慮した研究者のタイムチャージを研究者の給与に上乗せし支給することは、利益相反にあたらないか？

⇒A: 研究者個人の判断ではなく大学があらかじめ定めた単価設定であれば、本務としての活動に対する対価であるため、基本的に利益相反には当たらない。ただし、企業等と直接交渉を通じて自由に金額や単価を設定する場合は、意識的な利益相反マネジメントが必要である。

解説

【「知」の価値付けにおける上乗せに対する利益相反マネジメント】

- ✓ 外部機関から受け入れた共同研究費において人件費を積算し、給与として研究者に支給する場合、そのエフォート割合（関与時間に対する報酬（タイムチャージ）の場合は従事時間）等が実態に合っていることを前提としていけば、利益相反には当たらない。
- ✓ 大学における利益相反マネジメント等を経て大学が定めた単価設定であれば、平均基準単価なのか「価値の上乗せ」をした単価なのかを問わず、利益相反にはあたらない。
- ✓ ただし、大学が定めた単価でなく、個別に自由な金額や単価を設定する場合は、別途企業と研究者の接点の有無などの関係性も含めて、その適切性・適正性に関する組織的な利益相反マネジメントが大学に求められる。

【事例：福井大学】

- ✓ 人件費の一部を共同研究費で支払うことにより、大学運営経費に余剰分が発生する。この余剰分の大学運営経費は大学の裁量により自由に使用することができる財源（予算）であり、大学から研究者へのインセンティブとしてアワーレート還元金を支給するもので、利益相反にはあたらないと考えている。
- ✓ このため、アワーレート方式での時間積算にあたっては、研究従事時間の妥当性を十分に考慮したうえで、企業との合意を得る必要があることを各教授会やマニュアル等にて周知している。

(参考) タイムチャージと特別試験研究費税額控除との関係

- 特別資金研究費税額控除制度（研究開発税制におけるオープンイノベーション型）を適用する場合は、「研究開発に係る費用」のみを申請することになる。
- その際、給与に加え、法定福利費や福利厚生費など、実際にかかる人件費相当額で算出する必要がある。但し、分母の総労働時間から研究等以外（事務的な作業等）を除くことは可能となっている、

産学官連携ガイドライン【追補版】p.14

- なお、特別試験研究費税額控除制度（研究開発税制におけるオープンイノベーション型）を適用する場合においては、研究開発に係る費用のみを申請することとなる。この場合、給与に加え法定福利費や福利厚生費など実際にかかる人件費相当額で算出する必要がある（単価（タイムチャージレート）を算定する際に分母となる総労働時間から研究等以外の事務的な作業等に当てられる時間を除くことなどは可能である。）。

② 大学のマネジメント等への支出：論点一覧

- 現在の「間接コスト」には、当該契約に関連するもの（「間接経費」）のみが含まれていることも多いが、欧米の大学の「Indirect Cost」のように、**大学経営に関するコストも含める方法や説明の仕方を整理**することが重要ではないか。

(再掲) 考え方

A
価値ベースで積み上げる

論点①	論点②
研究者の価値を踏まえたタイムチャージ	大学のマネジメント等への支出
直接経費 〔物品費, 旅費等〕	間接経費 〔設備利用料, 光熱費等〕
直接コスト	間接コスト

論点③

「価値提供」の充実

論点

- 欧米の大学における「Indirect Cost」のように、必ずしも当該研究に直接紐づかない「大学全体の経営コスト」（理事/執行部の給与等）も契約に盛り込むためには、どのような提供価値の充実が必要か
※企業は価値との関係で納得するとすれば、提供価値との関連が整理できれば追加で情報提供は必要ないか？
 - 大学が持つ「知」のデータベースへのアクセス
 - 企業の事業等を踏まえた上での産学連携の提案
 - 「知」を事業化することを見据えたコンサルティング 等
- 間接コストに「大学全体の経営コスト」を含める場合、積算の内訳/会計処理としてはどのように位置づけるべきか
 - 現状ガイドラインにある「戦略的産学連携経費」の範囲を拡大すべきか、あるいは新しく別の費目を立てるべきか
 - 会計処理上は「収益」に組み込むべきか
- もし「大学経営全体の管理コスト」を導入することになった場合、学内の研究者に理解してもらうためには何に留意すべきか

(参考) 米国の大学における間接コスト (Overhead / Indirect Cost)

- 米国大学の受託研究 (Sponsored Research) では、間接コスト (Overhead / Indirect Cost) には、契約当該の研究に関係した支出のみならず、「**大学全体の経営コスト (General / Departmental Administrative Cost等)**」に関する支出も含んでいると説明した上で、On Campusの場合、直接経費比率50%程度を請求することが一般的である。

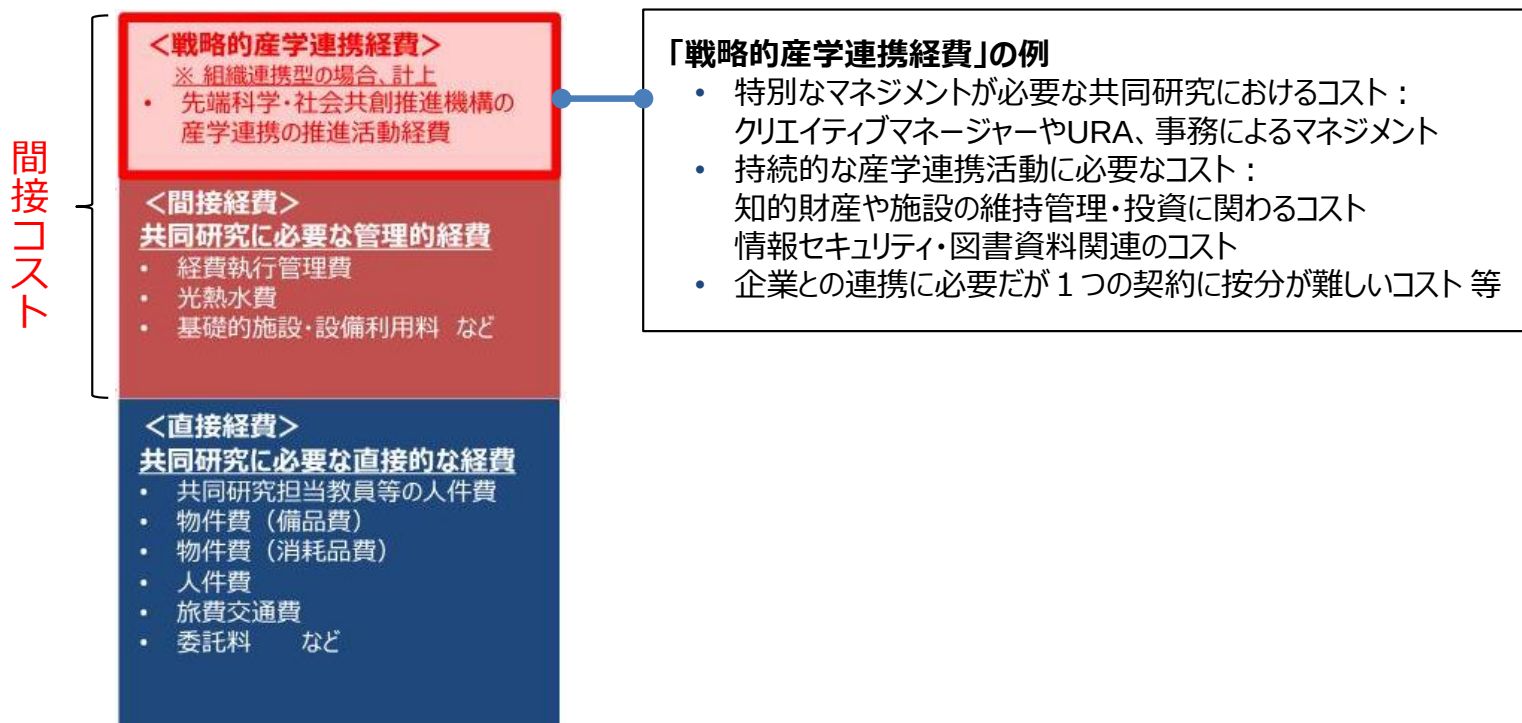
大学名	間接コストの用途 (太字 : 大学全体の経営コスト)	間接コスト比率
ハーバード大学	Physical space, Utilities, Libraries, Hazardous, Waste disposal, Security, Mandatory Compliance functions, Administration (Grant management, Procurement, Human resources, etc.)	- On Campus: 69% - Off Campus: 26% - Other Sponsored Activities: 34%
イエール大学	Depreciation, Use of buildings and equipment, Interest on debt, Operation & maintenance cost, Central administrative offices, Financial management, General counsel, Management information systems, Departmental adm., Sponsored-projects adm., Student adm. & services	- Organized Research¹ - On-Campus: 67% - Off-Campus: 26% - Instruction - On-Campus : 69% - Off-Campus: 26%
スタンフォード大学	Facilities, Utilities, Libraries, Administration , Student services	- Organized Research: 57% - Sponsored Instruction: 35% - Other Sponsored Activity: 35%²
MIT	Operations and maintenance, Equipment, Utilities, Buildings, Libraries, General adm., Departmental adm., Faculty adm.	一律で54.7%
プリンストン大学	Component, Building Depreciation, Equipment Depreciation, Plant operation and maintenance, Interest Expense, Library Component, General adm., Departmental adm., Sponsored Projects adm.	- On campus: 62% - Facilities: 36% - Administrative: 26% - Off campus: 26% - Administrative: 26%

(脚注) 1. その他、研究種類・実施場所によって異なるRateを設定 (26%~69.9%) , 2. Animal Careの場合のみ 75%

(出典) [Indirect Costs \(Harvard\)](#), [Indirect Costs - Policy for the Application of Indirect Costs to Sponsored Awards \(Harvard\)](#), [F&A Costs Rate \(Yale\)](#), [The ABCs of Sponsored Projects \(Yale\)](#), [F&A Cost Rates Table \(Stanford\)](#), [Indirect Costs \(Stanford\)](#), [Facilities and Administrative \(F&A\) Rate \(MIT\)](#), [A Primer on Indirect Costs and Why They Are Important to MIT](#), [Facilities and Administrative \(F&A\) Rate \(Princeton\)](#)

(参考) 現状のFAQにおける各用語の整理

- 現状のFAQでは各用語を以下のように整理している。
 - － 間接経費：「直接経費」と同様、個別の共同・受託研究を実施するために必要な費用
 - － 戦略的産学連携経費：産学連携活動の発展等に向けた将来的な投資/リスク補完のための費用（個別の研究の実施に必要な費用以外）
 - － 間接コスト：上記の「間接経費」と「戦略的産学連携経費」を合わせたもの
- 但し、欧米の大学のいう「Indirect Cost」に含まれる、大学全体の経営コスト等をどのように反映していくかを考えると、用語の再整理について議論が必要か。



(参考) 間接経費に係る学内外との対話のポイント

- 間接コストに関して制度変更を行う際は、学内の教員から「企業にとって負担が大きい」「使途が不明確である」等の声が寄せられる場合もあるため、間接コストの設定根拠等を用意した上で、制度変更の意図を正確に説明し、合意形成を図ることが重要である。
- 一方で、企業に対しては、間接コストの内訳よりもむしろ、当該間接コストが持つ企業に対する「価値（バリュー）」との関係で説明する方が納得が得られる可能性がある。

名古屋大学における「戦略的産学連携経費」等の導入時の対話の在り方

付帯コスト負担

- 【教員】 ●特に少額の研究費に対して企業に新たな負担を強くないでほしい。←企業に必要なコストであることを理解してもらう。必要に応じてURAがサポート。
- 研究費の総額が決まっているので、直接経費が減る方策は困る。←共同研究費の総額を見ると、確かにミシン目対応の案件も見受けられるが、そうではなく間接経費を純増しているケースも増えてきており、間接経費に対する理解が浸透してきていると感じる。
- 教員は教育、研究（科研費など）、組織運営等で手一杯である。これ以上、新たなコミットメントを求めないでほしい。←産学連携はあくまでもoptional（現状、大学／部局執行部からアサインすることは極く稀）。
- 【企業】 ●付帯コストの内訳は開示していない（企業の製品に置き換えると、付帯コストとバリューへの対価について十分な理解が得られていると感じる）

③ 「総額」としての価値の対話・合意：論点一覧

- まず、a. 「総額」を合意する際の対話のポイントを整理した上、b. 総額を合意した際にどのように実務上、契約・精算をするかを議論することが重要ではないか。

(再掲) 考え方

B

総額としての価値を
対話・合意する

論点③

大学-企業の間で
対話・合意した「総額」

論点

- 「総額」としての価値をを合意する際、大学-企業間での対話の在り方としてどのようなことがポイントになるか
 - － 従来の「共同研究」に加え、海外大学の「Sponsored Research」のような発想も取り入れることで、「総額」に着目した議論がしやすくなるのではないか
- 大学-企業の間で総額を対話・合意した後に、実務上は、どのように契約・精算すればよいのか
 - － 総額を合意した場合も、契約・精算の段階では対応する積み上げを行う必要がある / 行った方がよいのか
 - － 対応する積み上げを行う場合も、事務コストを減らすため、大括りでの積み上げをする手段はないか（「学術貢献費」のような仕組みは活用できるのではないか）
 - － 総額を合意した上で契約・精算する場合に、「研究開発税制」との関係性をどのように整理すればよいのか

(参考) FAQにおける「総額方式」の事務処理の在り方

- 現状のFAQでは、共同研究費の算定方法の一つとして、「研究費総額 - 直接コスト = 間接コスト」として考える方法を、「総額方式」として整理している。

解説

【共同研究費の算定方法（間接コストの計上の仕方）】（ガイドライン追補版 P.9）

A：コスト積み上げ方式： 直接経費 + 間接経費（直接経費 × 一定の間接比率）

・・・直接経費に一定の比率を乗じて間接経費を計上する方式。民間企業等からの共同研究費についても、競争的資金等と同様に「コスト積み上げ」方式で算定している大学が多い。

B：タイムチャージ方式： 直接経費 + 関与時間に対する報酬（タイムチャージ） + 間接経費

・・・常勤教員の共同研究への関与時間に対する報酬（タイムチャージ）を料金に計上する方式。共同研究は相手先企業との交渉により契約が成立するため、相手方企業との合意によりタイムチャージを料金に計上することが可能。

C：総額方式： 総額 - 直接経費 = 間接経費

・・・研究費総額から直接経費を差し引いた金額を間接経費とする方式。タイムチャージ方式と同様に相手先企業との合意により、総額方式による間接経費の算定が可能。

【直接コスト500万円とした場合の試算】

A：直接コスト500万円 + (500万円 × 間接コスト比率30%) = 総額650万円

B：直接コスト500万円 + 間接コスト150万円 + タイムチャージ300万円 = 総額950万円

C：総額1000万円 - 直接コスト500万円 = 間接コスト500万円

【その他留意事項】

- ✓ タイムチャージ方式においては、関与時間に対する報酬（タイムチャージ）の用途と間接経費の用途が重複し、二重計上となることのないよう留意する必要がある。

(参考) FAQにおける「契約方式」の解説

- 現状のFAQでは、企業と契約を結ぶ場合、必ずしも企業側の研究者が関与しない場合等の連携については、「共同研究」を前提とするのではなく、内容等に応じて「受託研究」等の契約形態を柔軟に提示することが推奨されている。
- 知的財産の帰属についても、契約形態によって縛られるものではないと規定されている。

解説

「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」(抜粋)

Q35. 民間企業等との共同研究、受託研究、寄附の違いがわからない。どのように違うのか。またこれらを受け入れるに当たりそれぞれ留意すべき点は何か。

A35. 一般的に、寄附は金銭等の財物を無償で譲り受けること、共同研究は大学と企業等とが対等な関係で同じ研究課題について共同で取り組むこと、受託研究は企業等から委託を受けた研究課題について大学が行うものとされています。これらは国が大学に対して規定したものではなく、大学自らが定めるポリシーや学内規程等のルールによって行われているものです。したがって、それぞれの受入れや学内手続等については学内規程等を遵守し適切に行う必要があります。

産学官連携における知的財産権の取扱いとしては、慣例的に、共同研究→共同保有、受託研究→単独保有とされることが多いが、契約形態によって知的財産の帰属が縛られるものではない。また、知的財産の帰属については、研究成果の貢献度の他、将来の活用も見据えて、企業と契約を交わす必要がある。

【その他留意事項】

- ✓ 慣例的に、共同研究か受託研究かによって知的財産の帰属が決まってしまうような規程等となっているような場合や、企業側が資金やテーマ等を提供する一方、企業の研究者は関与しない場合等の連携については、「共同研究」ではなく「受託研究」とする等、契約形態を柔軟に提示することが適当である。

(参考) 海外事例における産学連携による研究の類型

- 日本の大学で主流となっている「共同研究」(≡ 海外の Contract Research) では、企業が研究者も派遣し、大学からのノウハウが常時提供され、特許等の知的財産権も共同出願となることが多い。
- 一方、海外大学で主流の Sponsored Research では、大学のノウハウの提供は限定的であり、特許等も大学の単独出願である。また、その中でも、日本では個別研究テーマに限定された「受託研究」が多いが、海外大学では、大規模な産学連携では、大学が社会インパクトを踏まえて設定した包括的・学際的な研究テーマの研究を応援する意味合いで、企業・個人から供与されることが多い(「包括的研究テーマ型」)。

	研究テーマの設定	研究資金の提供	研究従事者/ ノウハウ提供	知財の帰属
Sponsored Research	包括的研究テーマ 大学が社会的なインパクトを踏まえ、包括的・学際的な研究テーマを設定 ・カーボンニュートラル、薬剤耐性等	大学の研究を「応援」する目的で企業・個人から供与 ・海外では寄付金扱い	大学側が研究者を用意 ・大学のノウハウの企業への提供は限定的に実施	基本的には大学に帰属
	個別的研究テーマ ≡日本でいう「受託研究」 企業から大学への依頼内容を踏まえ、個別の研究テーマを設定	企業が研究に直接必要な直接コスト・間接コストを負担		
Contract Research ≡日本でいう「共同研究」	企業と大学が共同で研究テーマを設定		大学・企業の双方が研究員を派遣 ・大学のノウハウは常時企業に供与	海外では大学の単独出願が多い。 一方、日本では共同出願が主流

(参考)「包括的研究テーマ型Sponsored Research」の例

- 大手企業 INEOS は、オクスフォード大学の「薬剤耐性」に関する研究を加速し、社会的なインパクトを創出するため、£ 100M(約100億円) を寄附の形で大学に提供し、研究所を設置

研究所の設立背景

オクスフォード大学は「薬剤耐性」をグローバル規模で重要な研究課題に設定していた

- 薬剤耐性とは、感染症に既存の抗生物質が効かなくなる現象を指す
- 薬剤耐性は、2050年までには、年間1000万人の死亡に繋がる可能性があり、世界経済にとっては100兆ドルのコスト要因になると言われている
- オクスフォード大学が歴史的に抗生物質の開発に力を入れており、本研究分野に強みを持つ

オクスフォード大学とビジョンを共有した英大手化学メーカーのINEOSは、研究機関 **INEOS Oxford**

Institute の元手となる £ 100M(約100億円)を寄付

- INEOSの製品には、医薬品製造用の原材料が含まれるが、本研究プロジェクトへの寄附は大学との共同研究ではなく、あくまで公衆衛生に関するフィランソフイーの一環と表明
- £ 100Mの寄附はオクスフォード大学の歴史上最大

研究所の概要

設立年: 2021年

目的: 薬剤耐性研究に関する最先端の設備と世界的な研究者を要し、同分野においてブレークスルーとなるような研究成果を創出

主な研究者: Oxford大学の有機化学、分子生物学等の教授から成る

- 既存学部の中では、Departments of Chemistry and Zoology と特に連携

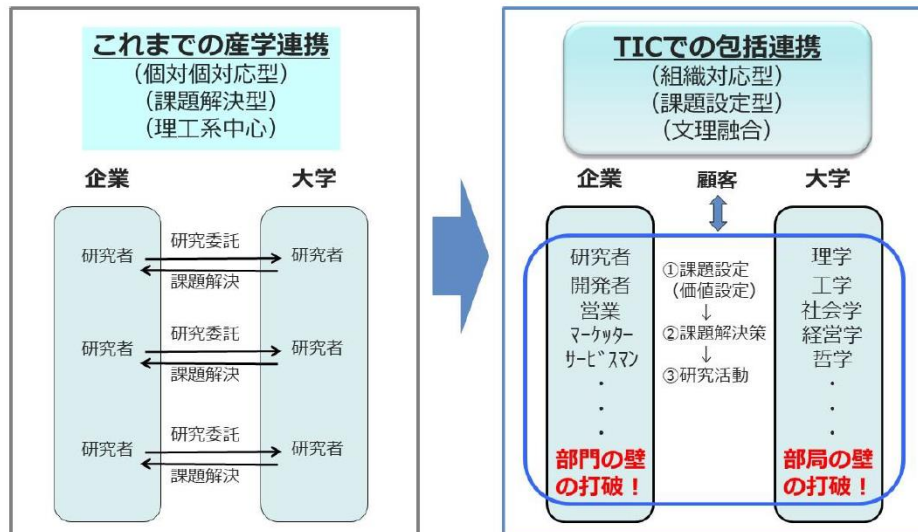
主な研究テーマ:

- Animal Antibiotics
- Human Antibiotics
- Burden and Surveillance
- Education & Policy

(参考) ダイキン工業の「組織対組織」に向けた対話の在り方

- ダイキン工業では、組織対組織の産学連携では、部局の壁を打破しながら文理融合で、「問い」から考える（課題設定型）へ転換している。

～ 組織対組織の包括連携へ ～



課題解決型から課題設定型の協創イノベーションへ

従来の産学共同研究 (課題解決型)

- 空調機用圧縮機の摩擦損失を減らしたい
 - ⇒ (潤滑設計の専門家に依頼) 新たな軸受形状を考案する
 - ⇒ (潤滑油・添加剤の専門家に依頼) 潤滑油の添加剤を新規開発する

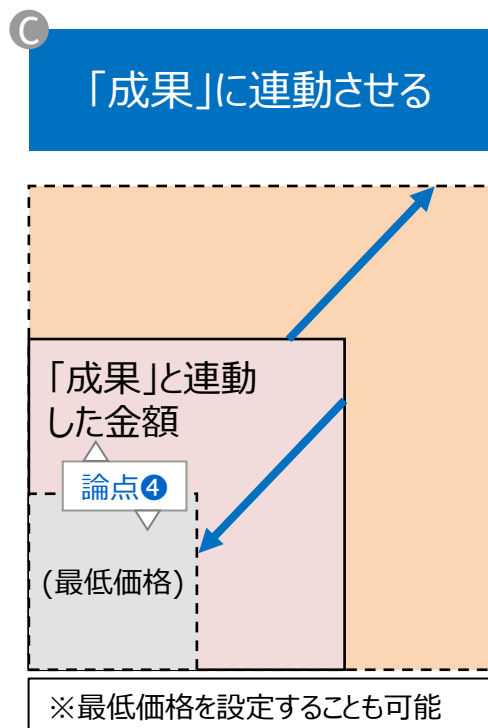
問いから考える包括連携 (課題設定型)

- 「SDGs ; 住み続けられるまちづくりを」** ⇒ 両組織で何ができるか！
 - ⇒ 工学・理学・医学・経済学・倫理学・哲学・社会学の専門家が集って考える
 - ⇒ ヘルスケア、ウェルネス、調湿、換気、除菌・滅菌、鮮度保持、・・・
- 「SDGs ; クリーンなエネルギーをみんなに」** ⇒ 両組織で何ができるか！
 - ⇒ 工学・理学・医学・経済学・倫理学・哲学・社会学の専門家が集って考える
 - ⇒ 再生可能エネルギー、地中熱利用、創エネルギー、・・・
 - ⇒ スマートシティ、I N Vの普及拡大、Z E B、省エネソリューション、・・・

④ 「成果」に連動した「知」の価値付け：論点一覧

- 1. 「最低価格」を設定すべきか / どのように設定すべきか、2. 「成果」の設定方法（a. ステージゲート等での進捗管理、b. 知的財産権、c. 株式/新株予約権）の具体化 / その他の方法の検討が論点として存在している。

(再掲) 考え方



論点

④-1. 最低価格の設定

- a. 標準的な「最低価格」はどうあるべきか
 - － 「コスト積み上げ」による算出結果を最低価格とする 等

④-2. 「成果」の設定・算出方法

- a. ステージゲートでの管理
 - － KPIとして「研究の進捗度合い」以外のものはあり得るか
- b. 知的財産権
 - － 前提として知的財産権は単願・複願のどちらがよいのか
 - － 知財の価値をどのように評価・算出すればよいのか
- c. 株式/新株予約権
 - － 株式や新株予約権の配分率はどのように設定すればよいのか
 - － CIP（技術研究組合）の株式化には課題があるか
- d. 上記以外に「成果」になり得るものはあるか
 - － 例: 知的財産権ではないアウトプット（データ等）

(参考) a.ステージゲートでの管理: 名古屋大学「高度目標達成経費」

- 名古屋大学の指定共同研究では「高度目標達成経費」という費目が選択できる。
- 高度目標達成経費を導入されている場合、「推進協議会」（大学の副総長クラス/企業のCTOクラスが出席）でエクストラサクセス（高度目標値、研究期間短縮等）の達成が合意された場合、次年度に共同研究の予算を増額変更が可能となる。

名古屋大学

指定共同研究制度 (2016年度～)



参考: 「高度目標達成経費」の適用想定例



《特徴》

《指定共同研究の指定》

横断的な体制により研究の企画・立案、成果の活用等の**運営マネジメント管理**を行うものを指定

《費用の見える化と応分の負担》

直接経費のほか、相応の産学連携推進経費（**教員共同研究参画経費、戦略的産学連携経費**）を負担

《研究の進捗管理等のマネジメント》

推進協議会を設置し、企画・立案、成果の管理活用を実施
・マネジメント管理は学術産連本部が関与

《適正な営業秘密管理》

得られた成果、企業の情報、契約に基づき適正に管理

《研究成果のコミットメント》

共同研究者と協力し**実施報告書**を作成、**成果管理**を実施



推進協議会 (例)

副総長クラス

学術研究・産学連携推進本部
本部長や副本部長
担当 URA

部長
部長やその指図書
研究代表者
研究担当等

CTOクラス

民間企業等
責任者 (役員含む)
担当者

密接なコミュニケーションによる研究マネジメント

初年度末に両者の協議会において、高度目標達成を合意した場合には、次年度に増額変更を行う。なお、その場合の契約は複数年契約とし、年度毎の経費支払いを想定する。



高度目標達成経費の導入は、組織対組織の指定共同研究から開始する。当該経費は、企業との協議会の設置等での合意のもと、エクストラサクセス（高度目標値、研究期間短縮等）が達成された場合において支給できるものとする。

※ただし、教員参画経費の増額等に反映されると、表向きは本経費には積み上らない

(参考) b.知財: 現状のFAQにおける知財の取り扱いについての解説

- 現状のFAQにおいても、ダイキン工業株式が行っている「製品の売上高等を基準に知財のロイヤリティを支払う」方法論を「ランニング」という名称で紹介している。
- しかし、「ランニング」法を実務上どのように適用するかは解説がなく、ダイキン工業の事例を踏まえて丁寧な解説を行うことには意義があるのではないか。

解説

【支払い方法の類型について】

1. ランプサム：
実施権付与（又は譲渡）の際に一時金を支払ってその後の支払いは発生しないものとする方式。
2. マイルストーン：
研究成果や事業化の進捗度合いに応じて固定額の実施料を支払う方式。
3. ランニング：
実施権付与（又は譲渡）の対象となった知的財産を利用して生産販売した製品の売上高・数量、または当該知的財産権を利用して提供したサービスの売上高等を基準に、一定の料率を乗じた金額の実施料を支払う方式。

【実施料の合意上の留意点】

- ✓ 当該実施料が何の対価であるか（実施許諾の対象となる知的財産や実施許諾の範囲）を明確にするとともに、実施料の支払い方法（支払時期・手段）について定めることが望ましい。

【支払い方法の文例】

類型3の第17条8 選択権行使の対価支払

1. 乙が、前条第1項第1号を選択した場合、乙は、当該選択にかかる通知を甲にした日から【○日】以内に、金【○○】円を支払うものとする。
2. 乙が、前条第1項第2号を選択した場合、乙は、甲に対し、当該選択にかかる通知を甲にした日から、本知的財産権を用いた製品の【例：正味販売価格】の【○】%の実施料を支払うものとする。
3. 乙が、前条第1項第3号に基づく譲渡を受ける場合の譲渡対価は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(参考) b.現状のFAQにおける知財の取り扱いについての解説

- 現状のFAQにおいても、契約の形式が「共同研究」であったとしても、知的財産権は「共同保有」を前提にすることなく、特許の内容や大学の研究戦略に応じて柔軟に検討することが重要であることを指摘している

Q：特許の共同・単独保有はどう判断すればいいのか？

⇒ A：共同研究等の結果生じる特許等については、とりあえず共同保有とするのではなく、特許の内容や大学の将来の研究戦略に応じて、単独保有とするか共同保有とするかを柔軟に検討することが適当。特許等の保有形態に応じた契約締結には、さくらツールが参考になる。＜ガイドライン追補版P.30＞

解説

「国立大学法人の業務運営に関するFAQ」（抜粋）

Q37. 大学と民間企業との共同研究の際に、締結する共同研究契約は、文科省通知（平成14年3月29日付け13 振環産第59号）どおりでなければならないのか。

A37. 当該通知は、国立大学法人が法人化する前の国立学校に宛てた取扱い通知であり、現在は各国立大学法人ごとに共同研究契約を締結することが可能であり、当該通知は適用されません。また、当該通知に記載していますが、共同研究契約の締結に当たっては、内容等について事前に企業等と十分協議し、柔軟に対応するよう求めていますので、当該通知の契約書のひな形どりでなければ契約を締結することができないものではありません。

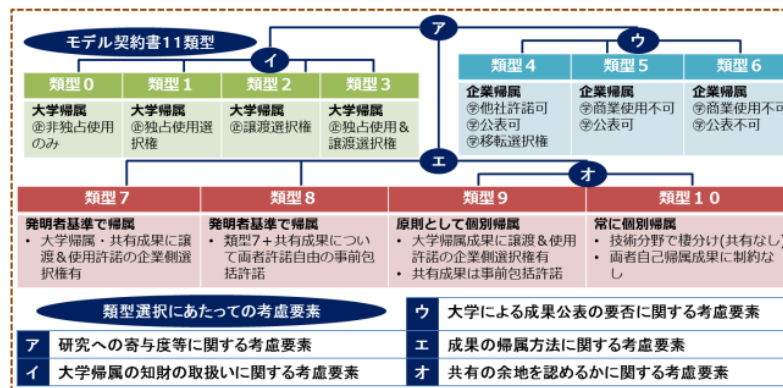
【その他留意事項】

- ✓ 共同保有ありきではなく、研究成果の活用（例、大学発ベンチャーの設立）を見据えた柔軟な交渉を行うことが望ましい。

【「さくらツール」の使用について】

不実施補償や知財の帰属等を含む柔軟な共同研究契約を締結するに当たっての参考として、共同研究契約書のモデル及び特定モデルを選択する際の考え方を提示している。各ひな形には、解説付きの用意もあり、条文の主旨を理解できるようにしている。

（参考）平成29年度・平成30年度文部科学省作成
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sanguku/1383777.htm



(参考) b.スタンフォード大学の産学連携における安全保障上の規定

- スタンフォード大学では、政府機関との研究においては、規制対象の分野での研究成果（ソースコード・計画書・デザイン等）を非公開としている。
- 一方で、**企業との研究では、研究活動・成果の透明性を確保するという観点から、そもそも安全保障上の規制対象になるものは実施しない**こととしている。
 - － また、安全保障上の観点ではなく、ライセンスを実施するという観点ではあるが、研究成果である知的財産権は大学単願による保有としている。

研究のカウンターパート

企業

安全保障上の規制対象となる研究は原則行わない

- 研究活動・成果の透明性を確保することが大学としての原則であるため、機密厳守を求められる安全保障に係る研究は実施しない

政府機関

安全保障上の規制対象となる研究については、然るべき対応を行ったうえで研究を実施する

- 研究活動および研究成果は非公開とする 等

規制対象となる分野

- Chemical, Biotechnology, and Biomedical Engineering
- Materials Technology
- Remote Sensing, Imaging, and Reconnaissance
- Navigation, Avionics, and Flight Control
- Robotics 等

規制対象となる情報・媒体

- ソースコード
- 設計・指示書
- 計画書
- デザイン 等

産学連携における
安全保障面の原則

研究成果としての
知的財産権の
取り扱い

知的財産権は、基本的に
大学による単願としている

- 共願だと、成果の切り分けが複雑となり、ライセンスが困難になるため

－

- 詳細非公開

(参考) b.ダイキン工業株式会社の「事業貢献ロイヤリティ」制度

- ダイキン工業では、「無形資産」自体の価値ではなく、無形資産から生み出される事業効果に着目して「知」の価値を測定することで、「事業貢献ロイヤリティ」という形で、研究者個人/大学組織に対して適切な対価を支払っている。

前提: インプットからアウトプットへの発想転換

企業としては、インプットの「無形資産」の価値の大小ではなく、市場原理で決まる「事業効果」の大きなアウトプットに大きな対価を支払いたい。

<インプット>

- 直接コスト
 - ・労務費、実験費
 - ・設備投資、等
- 無形資産
 - ・蓄積した知財
 - ・蓄積した技術
 - ・データ
 - ・ノウハウ
 - ・学術的知見
 - ・経験



<アウトプット>

- 技術・製品・サービス
- 知財（特許）
- ソフトウェア
- 論文
- 標準化戦略
- 広報・宣伝効果

アウトプットに基づく「知」の価値の可視化事例

大学から企業への知的財産の譲渡・独占
【初期対価】、及び事業成果のフィードバック
【貢献時対価】【特許譲渡・独占】

【初期対価 （数万円～数百万円）】

* 1件ごと～パック価格まで

【貢献時対価（事業貢献ロイヤリティ）】

* ダイキン工業社員と同じ算出方法

- 売上や利益に対する当該知財の寄与度を
専門家が議論して決定

* 研究者個人に対し最大数千万円規模

* 組織に対しその2～3倍の規模

⑤ 「収益」が出た場合の繰り越し等の方法：課題の構造と打ち手仮説

- 「収益」を得てはいけないとの誤解に基づき、産学連携で得られた「原資」を契約期間後も利用しようとしがない場合があり、**現行制度を整理し周知**することが必要。
- また、得られた原資を、契約期限以降も繰越し、**大学の中長期的な経営に活かす**ための方法論についても、現状の課題理解を含め、更なる検討が必要。

課題の構造

- A
- 現状のガイドラインの趣旨が十分周知されておらず、産学連携で得られた収益を大学全体の経営に活かそうとしない場合もある
- ・ そのため、「利益」=「説明責任のつかない資金」であり、「利益相反マネジメントポリシー」に抵触すると誤解してしまう
 - ・ また、共同研究のためにもらった資金を、契約期間後に利用してはいけないのでは、という誤解も存在

- B
- 現状、産学連携等で得た収益を繰り越しできる制度は存在
- ・ 国立大学では、費用の節減・収益の増の結果として得られた「収益」は、「目的積立金」として繰越すことができる
 - － 原則、中期目標期間（6年）で使用するが、申請・承認により、「前中期目標期間繰越積立金」としてさらに繰越せる
 - ・ 私立大学では、「基本金」を活用すれば、繰越し可能
 - ・ 使途が明確な寄附金は「負債」として繰越すことも可能

ただし、制度は存在するにもかかわらず、実際には繰り越しに積極的ではない大学も存在し、運用上、問題がある可能性もある

打ち手の仮説

： 大学/企業の意識
： 方法論・仕組み
： 法制度

契約内容を遵守している限り、期間後の活用も可能である、という観点から以下のような点を整理し再度周知

- ・ 約束された成果物等が納品されており、実費精算が必要なものが完了しているならば、それ以外の費用は間接コストとして大学側の収益とし、大学全体の経営の原資として活かしてよい
- ・ 同様に、契約に明記していれば、契約期間後も利用できる

現状の制度で可能なこと/不可能なことを整理して周知

- ・ 「目的積立金」として繰越すことができる資金の範囲 等

戦略的産学連携経費を繰越して、中長期的な大学経営に活かす場合の企業への説明の仕方を整理

また、制度の運用上、大学にとって不安/懸念になっていることを明らかにし、懸念を払拭するための整理を行って周知

- ・ 「目的積立金」をまだ積極的に活用できていない大学では、どのような点が課題になっているのか

(参考) 国立大学法人の収益事業に対する文科省の見解

- 文部科学省は、国立大学法人が国立大学法人法に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務としての「収益事業」を実施することは出来ないが、国立大学法人法に規定される範囲内の業務（産学連携を含む）を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を得ることは否定されていないとの考え方を示している。

国立大学法人の業務運営に関するFAQの記載

Q26. 国立大学法人は収益を伴う事業は行えないのか。

一定の留意のもと可能です。国立大学法人等は、国立大学等を設置し、教育研究活動を行うことを目的とした法人であり、かつその運営に係る経費として国立大学法人運営費交付金が措置されていることから、「収益事業」を実施することはできません。ただ、これは、国立大学法人法に規定される業務と離れて、直接の収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であって、国立大学法人法に規定された業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありません。どのような取組が業務の範囲内に当たるかどうかについて一律に定めることは難しいですが、基本的には、

- ・その取組を行うことが、教育研究活動上必要である、又はその取組を行うことが教育研究活動の活性化、効果の最大化に寄与する
- ・大学等の教育研究活動の成果の普及・活用促進を目的としている
- ・大学等の広報、教職員等の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務と考えられる取組であるなどの場合には、業務の範囲内の取組であるとされます。各国立大学法人等においては、実施しようとする取組について、当該取組をどのような理由により実施し、また、国立大学法人法の業務に関するいずれの規定に基づくものと整理するのかにつき、検討を行い、社会的な説明責任を果たすこと等が求められます。（具体的なケースについては Q27～Q30）

なお、上記の考え方については、「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」（平成28年3月31日付事務連絡。文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課）においてお示ししています。

(参考) 現状の「目的積立金」制度

- 文部科学省によれば、国立大学法人において費用の節減・収益の増の結果として得られた「収益」は、「目的積立金」として繰越すことができ、中期計画に定める「剰余金の使途」の範囲で使用することができる。
- ただし、目的積立金を中期目標期間（6年）を超えて繰越す場合には、繰越申請において、中期目標期間を超えて使用する合理的な理由を説明した上で承認を受けることが必要となる。

国立大学法人の業務運営に関するFAQ (文部科学省)

Q5. 目的積立金は認められないのか。

[中略] 目的積立金は、当期総利益と次年度以降使途が決まっていない現金のいずれか低い方で算出しており、その金額から減額されたことはなく、申請した金額が全額承認されています。目的積立金は、国立大学法人等が一定のインセンティブのもとで弾力的かつ効果的・効率的な業務運営を行える仕組みとして認められた制度です。利益は利益として出した上で、それが費用の節減、収益の増の結果であることについて説明してください。

Q7. 目的積立金の使途は、あらかじめ特定の事業に使うといった定め方をしなければならないのか。

目的積立金の定め方については、中期計画の「剰余金の使途」の範囲内であればよく、各法人に委ねられています [後略]

Q8. 目的積立金の執行残は、中期目標期間（6年）終了時に国庫納付しなければならないのか。

目的積立金のまま繰り越すことができませんが、繰越申請し、承認を受ければ前中期目標期間繰越積立金として次期中期目標期間に繰り越すことができます。なお、病院再整備やキャンパス整備といった大型プロジェクト以外でも中期目標期間を越えて使用することに合理的な理由がある場合は、繰越しが認められます [後略]

(参考) 国立大学法人における「使途特定寄附金」の会計処理

- 文部科学省によれば、国立大学法人においては、使途が特定された寄附金は「寄附金債務」として**負債計上**することになっている。したがって、使途特定寄附金は受領時には「収益」に計上されず、負債として翌年度以降に繰り越されることとなる。

国立大学法人に特徴的な会計の取り扱いについて (文部科学省)

(国立大学法人会計基準における寄附金の取扱い)

国立大学法人が受け入れた寄附金については、国立大学法人に適用される国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）及び国立大学法人会計基準注解（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議報告）により、**寄附者がその使途を特定した場合等は、国立大学法人は寄附金をその使途に充てなければならないという責務を負っているものと考えられることから、寄附金を受領した時点では寄附金債務として負債に計上することとされている。**

目次

1. 前提の再確認
2. 論点の再整理
3. 各論点の詳細
4. WGの進め方

WG全体の流れ

- 第1回～第3回で、「知」の価値付けに関する評価・算出方法を議論。
- その後、第4回でその他論点を議論した上で、第5回にとりまとめ案について議論を予定。

	時期	取り上げる論点	内容
#1	9/13 (火) 17:00-19:00	大学のもつ「知」の価値付け	大学のもつ「知」の価値付け/大学のマネジメントに対する支出に関する <u>先行事例紹介</u>
#2	10/3 (月) 13:00-15:00	・ タイムチャージレート ・ 大学のマネジメント等への支出 ・ 対話による総額の合意 ・ 成果に連動した価値付け	評価・算出方法の <u>実務に関する事例紹介</u> ・ 会計処理、情報提供の方法、契約の方式 等
#3	11/1 (火) 13:00-15:00		大学のもつ「知」の価値付け/大学のマネジメントに対する支出に関する <u>評価・算出方法の議論</u>
#4	11/28 (月) 15:00-17:00	その他論点	第1回～第3回で議論していない論点の深堀り
#5	今後調整	とりまとめ案提示	とりまとめ案提示

第2回大学WGの進め方

- 本日は、「知」の価値付けにかかる評価・算出方法の検討に向け、第一回WGの議論の振り返りや実務面での事例を踏まえ、さらなる議論を実施したい。

第2回大学WGのタイムライン

- (1) 事務局説明 **〈20分〉**
- (2) 青木委員からのプレゼンテーション **〈20分〉**
 - プレゼンテーション（10分）
 - 質疑応答（10分）
- (3) 植草委員からのプレゼンテーション **〈20分〉**
 - プレゼンテーション（10分）
 - 質疑応答（10分）
- (4) 全体議論 **〈55分〉**